

「自治体システム等標準化検討会分科会」

第 11 回議事概要

日 時：令和 3 年 6 月 29 日（火）14 時～16 時

場 所：オンライン開催

出席者（敬称略）：

（分科会長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）

西海 貴俊 神戸市行財政局住民課システム担当係長

渡邊 康之 筑西市企画部情報政策課係長

岡田 寿史 前橋市未来創造部情報政策課長

千葉 大右 船橋市情報システム課課長補佐

摩尼 真 町田市総務部情報システム課担当課長

坪田 充博 日野市企画部情報政策課長

大竹 芳弘 三条市総務部情報管理課課長補佐

金泉 嘉昭 出雲崎町町民課長

松下 大輔 飯田市市民協働環境部市民課係長（代理出席）

平松 弘三 倉敷市企画財政局企画財政部デジタルガバメント推進室主任（代理出席）

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

藤井 敏久 京都府町村会業務課長

樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）ICT イノベーションセンター副センター長

吉田 稔 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）被災者支援システム全国サポートセンター長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）企画部担当部長

三木 浩平 内閣官房情報通信技術総合戦略室政府 CIO 補佐官

植田 昌也 総務省自治行政局市町村課長

田中 良斉 総務省自治行政局行政経営支援室長

影山 直志 総務省自治行政局住民制度課課長補佐

光永 祐子 総務省自治行政局住民制度課課長補佐

松田 健司 総務省自治行政局デジタル基盤推進室課長補佐

羽田 翔 総務省自治行政局デジタル基盤推進室課長補佐

細美 和彦 総務省自治行政局地域情報化企画室課長補佐

【議事】

1. 転出・転入手続のワンストップ化に係る転入届の様式について
2. 印鑑登録システムの 標準仕様書について
3. 共通基準について

【概要】

1. 転出・転入手続のワンストップ化に係る転入届の様式について
事務局より資料「転出・転入手続のワンストップ化に係る転入届」の様式（案）」について説明を実施

・標準仕様書への盛り込みについて

- 前提において「住民記録システムから原則当該様式を出力することとする。」という記載があるが、この転入届については標準仕様書に盛り込む想定か。その場合、当該転入届にまつわる運用フローの設定が必要だと考える。
- 前回までの議論にて提示していた業務フローと併せ、標準仕様書に設ける想定である。標準仕様書への追加内容については、次回検討会にて討議を実施したい。

・後続業務への連携について

- 後続業務への連携用に自由記載欄を設けるとのことだが、当該欄については個別カスタマイズを容認するということか。もしくは、当該欄については住民記録システムからの印字は行わない想定か。
- 余白欄をベンダ側で盛り込むことが可能であれば、自由に使用いただくことを想定している。標準仕様書内ではこの内容で示し、実際のシステムへどのように落とし込むかについては今後考えていきたい。
- 後続業務の連携用の用紙について、マイナポータル側で標準様式を定めることや、他の仕様書において標準様式を定めるといったことがあると、差異が出てくると考える。自由記載とする場合も、当該帳票の使用想定をある程度定める必要があるのではないか。
- 現時点の仕様書としては、他の仕様書における標準仕様が定まっていないため、このような記載ぶりにせざるを得ないと考える。検証が進んでいき、後続業務が見えていった場合は修正することも検討する。

・総合窓口運用について

- 総合窓口について、パッケージとして住民記録システムを包含して実施して

いる場合はシステム交換の際にどのような対応を想定しているか。現行のサービスレベルを維持してガバメントクラウドに移行していくと思うが、どのような対応方法があるのか。

→ガバメントクラウドへのシステム移行については、ガバメントクラウドの在り方によっても変わってくると考えるため、IT室やベンダと討議しつつ検討する。

・様式記載項目内容について

○個人番号カードの有無については、転出証明書情報に存在するため、当該項目の印字は可能ではないか。

→カード有無については、おっしゃるとおり転出証明書情報に存在しているが、住所を書き換えていただくためにはリマインドの意味で手書き記載をいただくことを考えていた。ただし、技術的にプレ印字できるか現在確認中であり、プレ印字が可能であれば、システム印字する想定とする。

→丸の印字ではなく、有無の文字の印字でもよいと考える。

○個人番号カードの欄について、有無のみ記載する欄となっている。所持しているが当日失念してしまった場合などの対応は、下の余白欄を使用する想定か。

→ご指摘のとおり、所持忘れなどは自由記載欄を使用いただく想定である。

○転入届の様式について、事務処理要領には項目があった本籍・筆頭者の欄がないが、何か意図があって削除したのか。

→基本的な考え方としては、法令（法第22条）に基づいて、届出事項になっているものを項目として設けている。ただし、転出証明書情報となるため、転出市区町村から転入市区町村へシステム引継ぎは行う想定である。事務処理要領に項目が設けられている理由は、転出証明書が引き継げない海外転入の場合など、マイナンバーカードを使用しない例も盛り込まれているからとなる。これらの理由から、今回の様式案と事務処理要領の様式において差異が出ている。

→転出届を出した後に、婚姻等で本籍・筆頭者が変更された場合についてはどのように実施するのか。

→当該ケースはおそらく令第12条の職権記載にあたる。転入地市区町村で婚姻届が提出されていれば、それに基づき職権で修正するため住基法における届出は不要と考える。また、転出地にて届出をした際にも住基法の9条2項にて転入地市区町村へ通知がなされ、その通知についても職権でシステムに反映される流れとなる。どちらで婚姻届が提出された場合も、本籍・筆頭者に関しては住基法における届出なしに、正しく住民記録システムへ入力されると考える。

○外国人の氏名出力内容について、漢字併記名や通称、本名の3つの場合があ

った場合は、本名のローマ字のみになるのか。
→確認する。

・訂正運用について

○届出日等について、システム印字された内容について誤りがある場合、二重線で修正する運用となるのか。

→届出日については、届出人が来た際に印刷する事務フローを想定しているため、修正は考えられない。ただ、システム印字内容が異なる場合はご指摘のとおり二重線で修正するかたちとなる。

→異動日や住所等他のシステム印字内容についてもが修正必要であれば二重線にて修正することと理解した。

・仮登録ステータスについて

○「仮登録状態」について存在を示唆しているが、これは現在行われていない内容だと考える。当該状態については将来的に存在するという前提で記載したか。

→標準準拠システムについては実装すべき機能となっているため、仮登録状態が存在する前提で記載している。

→仮登録というステータスについて、どのような帳票へ打ち出すことが可能かについても含めて明確にする必要がある。本登録データと混同してしまうと、現場において混乱を生むと考えるため。

→転出地を出した転出証明書情報を転入地の住民記録システムにオンラインで情報を共有し、転入届を印字するという流れで定めている認識である。

→仕様書上は1つの定義として固めている。標準仕様書第1.0版において「「仮登録状態」とは、異動情報がシステムに入力され、その内容がいったんシステム上に保存されているが、未審査又は審査中のため決裁に至っておらず、法上、住民票（原票）にまだ記載されていない状態のこと」と定義をしている。

・様式のスコープ

○各市町村では、転入・転居・世帯変更等の届出を1つの様式でおこなっているケースがあると考え。転出証明書や住民票記載事項証明書と似たような考え方で、当該届出のみ切り分け、その他の届出については以前より使用している様式を使用すると考えてよいか。

→おっしゃるとおりである。様式指定の範囲は、「転出・転入手続のワンストップ化に伴う特例転入の転入届」のみとし、様式タイトルにおいても「住基法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届」としている。したがって、それ以外の届出は現状自治体にて使用している様式が活用

できると考えている。

2. 印鑑登録システムの標準仕様書について

事務局より資料「印鑑登録システムの標準仕様」に関する第10回分科会等での主なご意見等」について説明を実施。

・印影の氏名区分について (1.1.1)

○印影の氏名区分の管理について、実装してもしなくても良い機能に盛り込むとしているが、実装した場合、移行データ作成が煩雑になるのではないかと懸念している。→使用している自治体もあるため実装してもしなくても良い機能としている。本日の討議結果や全国照会、今後のベンダの意見を踏まえて可否を整理したい。

・世帯内印影比較について (4.1.2)

○「印影を登録する前の段階で、読み込んだ印影と世帯内印影の比較が可能なこと。」を「実装すべき機能」とすべきとする意見に対し、実装すべき機能としたのか。
→ご指摘のとおりであり、同じ印鑑を出すということは基本的には好ましくないと整理した。

・コンビニ交付の場合の証明書取得情報連携について (4.2.1)

○「既に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合、申請同日に既に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付があった場合には、(中略)必要なアラートを表示できること。」との記載があるが、コンビニ交付で取得があった場合でも、その旨を何らかの形で窓口が受領して情報を持っておく必要があると考えるが、認識は一致しているか。
→担保する必要があると考えるが、盛り込み内容については検討したい。
→おそらく現状では多くの自治体において連携をしていないため、何らかの方策を検討する必要がある。

・印影データ解像度について (4.5.1)

○統一する必要があるとは考えるが、600dpiで統一するのか。
→仕様書としてはそのような形式で記載した。本日討議できればと考える。現行同じ市町村でも300dpiや400dpi等の印影データがある。このようなデータについて可視台帳から再度読み込み600dpiで保存し直すことは可能だが、その場合はそれに応じた機材数と時間が必要である。標準仕様としては600dpiへの統一については同意するが、データ移行の時にも適用される要件

とするのか。移行時にも適用するとする場合は、400dpi～600dpi と幅を持たせるか、現行の印影データはそのままで移行することを許可する形式がよいと考える。

→現在保管されている印影データは、200dpi～300dpi のものもある。移行時には再度ご検討いただきたい。

→移行時の方法は検討する必要がある。

・電子申請について (8.1.7)

○電子申請における運用想定をご教示いただきたい。

→マイナポータルの公金決裁サービスを活用することが前回の検討会にて討議されたことを踏まえ、マイナポータルの使い方に左右されると考える。

→事務処理要領で公的個人認証サービスを活用した印鑑登録証明書の申請ができることになっており、様々な自治体において発行手数料と郵送料の支払いをインターネットバンキング等で代用していることは事実として確認している。今後は、マイナポータルの公金決裁サービスへ移行すると考える。

・決裁の事務フローについて (12.1)

○審査決裁について、「決裁機能は実装すべき機能」と記載があるが、どのような事務フローを検討しているか。即時発行などが実施しにくくなると思う。

→印鑑登録は登録という行政行為が発生するため、決裁は必要である。ただしこの決裁とは、住民課の課長がすべての印鑑登録内容を1件ずつ確認すべきと規定しているのではなく、課長の代決処理者の権限をもって登録実施を想定している。その状態を担保するという意味で決裁機能を必要であると判断している。

・印鑑登録原票の紙管理について

○印鑑登録原票の管理作成のところで、印影データは別途可視台帳で保管するとの記載があるが、やはり紙での保管が前提であるのか。

→住民記録システムに関しては政令において紙で出力し対面で確認することが前提となっている。ただしこの点についても、住民制度課の研究会において電子化を含めた実施内容を検討しているため、当該議論結果によって仕様書内容の修正は考えられる。印鑑登録での紙運用についても同様に順次見直しが必要と考えているが、2点の理由から今回は可視台帳と呼ぶ紙原票の保管を検討している。

1点目は、事務処理要領の通知に自治体が沿って運用をおこなっていることをベースとすると、今回の移行においては有効であると考えること。

2点目は、現実的に紙管理をしている自治体が多いこと。理由としては、住

民記録システムの届出と異なり、印影のかたち自体に価値があることから、原本が残存することが重要と考えていることである。

これらを踏まえたとしても、紙管理を推奨としない時代の流れや偽造されないための技術的手法等が今後出てこれば別途検討が必要だと考えるが、本日の討議や全国照会を通じて現時点の運用についての調査をさせていただければと考える。結果によっては事務処理要領の通知および仕様書を変更するかたちとなると考える。

- 解像度や偽造防止などの観点から、技術が進歩すれば対応が可能だとは考えられるが、現時点では確認ができないため、現仕様書の記載となっている。
- 当市においても、印鑑登録システム刷新時に解像度・縮尺を間違えた状態で証明書を発行する寸前となった経験がある。その際、もう一度印影を読み込んだわけではなく、的確な解像度に合わせてデータからデータヘリカバリを実施した。電子に取り込んだら電子が原本になることを想定している。スキャナで取り込んだ際に、それを担保する技術的部分については、標準化の際に盛り込んでよいと考える。条件として、バックアップ体制や改ざんを防ぐ体制として、ガバメントクラウドを利用している場合は保証する等があれば、業務効率化につながると考える。当市においては、電子原本も可としているため電子に踏み込むことは可能だが、紙原本の廃棄については現場としては抵抗があるとのことだった。そのような自治体の状況について全国照会をして、ご確認いただきたいと考える。また、おそらく電子印の公印登録は自治体において実施していると考え。電子の原本が市民の方の印影となることは可能なのではないかと考える。
- 改ざんや解像度の問題が解決した後反映できるご指摘であると理解した。引き続き、議論を実施していきたい。

・マイナンバーカード利用者証明用電子証明書の有効期限切れ対応について

- マイナンバーカードは失効していないが利用者証明書が期限切れで失効し更新した場合、シリアル番号は新しいものに書き換わるのか。その場合は印鑑登録証を古いシリアルと紐づけているため、新しいものと紐づけ直すことが必要になるか。また、その紐づけの情報は自治体の住民記録システムに取り込まれるのか。
- シリアル番号は書き換わると認識している。J-LISにおいて旧新のシリアル番号は紐づけがなされているが、住民記録システムに取り込まれるか否かについては確認する。
- コンビニ交付を実施している団体は住基のCSから新しいシリアル番号が連携される。住民記録システムに取り込み、証明書発行サーバに渡すかたちとなる。技術的には難しくない。
- 署名用電子証明書のシリアル番号や利用者証明用電子証明書のシリアル番号

については住民記録システム標準仕様書にて実装すべき機能としているため、住民記録システムにおいても所持している情報だと考える。

○期限が切れた等の理由で、マイナンバーカードを印鑑登録証として使用できない場合に窓口を持ってこられると考える。券面に記載がないため、何らかのシステムで当該カードの状態を確認することが必要だと考える。住民記録システムにおいてマイナンバーカードの登録情報などのステータスを確認することができるのか。

→自治体の窓口で現在発生している事象だと考えるが、詳細は確認いただきたい。

→承知した。改めて確認するが、カード管理状況についてはCSとの連携になるため、有効状況は確認可能と考える。公的の有効確認については改めて確認するが、確認できる仕組みとなっていると想定する。印鑑仕様書には、利用者証明用電子証明書のシリアル番号を所持することとしているため、更新となった場合には住民記録システムから新しいシリアル番号を通知することになると考える。シリアル番号経由で有効性確認をするの是一案だと考えるが、実施システムを住民記録システムとするか、印鑑登録システムとするかも含めて、再度整理をしたいと考える。

→当市においては、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の有効性確認は統合端末で確認をしている。

・ 共通基準について

IT室より資料「地方自治体の基幹業務システムのデータ要件・連携要件の標準のアウトプットイメージについて」説明を実施

Op.3において、データベースを統一するのも一案ではないか。また、ガバメントクラウドをやる場合、同一ベンダなのであればデータ連動を検討してほしい。

→データベースの統一については議論としてあった。分散管理の原則をどのように考えるかが論点となる。現時点ではデジタル庁としても分散管理の原則を考えているため、このような記載となっている。データ連動というのはリアルタイム連携だと考えるが、できるとよいと考える一方、今すぐ取り組める内容ではない。

○連携基盤を作成するにあたり、マルチベンダの各社が作ることで、連携基盤が複数存在することが起こりうる。連携の基盤をどこに作成するのかについて検討いただきたい。

→自治体庁内システム連携方法については、ガバメントクラウドの共通機能とすることや、標準仕様方式として各社に作成いただくこと等、様々な考え方があると考える。自治体がどうなっているのかについて、事実確認し、令和

3年度～4年度にて検討したい。

○ゴールは令和7年度までに到達するとしていたものと、同一のものになるのか。差異を埋める、クリーニングするなどの大変な作業となるため、標準化のゴールと同一なのか、それよりも先なのかを確認したい。

→令和7年度までのゴールと同一と考え、可能な限り間に合うように作業を実施している。ご協力をいただきたい。

Op. 10において、運用保守方針の記載がある。他の機能要件における標準仕様の適合性確認はデータ要件・連携要件の確認と同じ流れや仕組みで実施されることになるのか。標準準拠の審査がどのように行われるのか伺いたい。

→データ要件・連携要件は機械的に確認する仕掛けを検討している。機能要件に関してはどの程度まで所管省庁が確認をしたいのか、どの程度実施可能なのか議論をおこなう必要があると考える。一緒に確認をする際にご要望があればコラボレーションもあり得る。具体的な在り方については作成後に検討がなされると想定する。

○項目の解釈がシステム間や自治体間で異なる可能性があると考え。整理の仕方はどのように考えているか。

→未定であるが、課題と認識している。一定のルールを定め、解釈に幅がないようにする方法を検討したい。

○いただいた意見を反映した第2.0版について今後全国照会をする想定である。転入届様式および印鑑登録システム標準仕様書に関しては、7/9(金)第8回検討会を踏まえ、全国照会をする。

以上